

大規模災害への対応についての提言

近畿ブロック知事会

令和7年12月

大規模災害への対応について

令和6年の元日、能登半島を最大震度7の地震が襲い、津波や大規模火災等も発生し、災害関連死を含めた多くの尊い人命が失われたほか、住宅やライフラインの甚大な被災等や、その後に発生した令和6年奥能登豪雨も重なり、今もなお、数多くの被災者が避難生活を強いられている。

令和6年に発生した能登半島地震や令和6年奥能登豪雨及び令和6年台風第10号による大雨等で明らかになった課題や教訓も踏まえ、南海トラフ地震など大規模地震への対策のさらなる強化や被災者支援の充実が必要である。

以上を踏まえ、地震・津波等をはじめとした大規模災害に対する事前の備えと、大規模災害発生時の迅速かつ的確な対応に関して、下記項目について対策を講じるよう、国に提言する。近畿ブロック知事会としても、今後も引き続き、令和6年能登半島地震等の被災地支援に継続的に取り組むとともに、いつ起きてもおかしくない、大規模災害への対策強化に努めることとする。

記

1 地域からの要望をふまえた防災庁の地方拠点の設置

防災庁の地方拠点を誘致する動きが全国的に広がっている。首都機能をバックアップするとともに、徹底した事前防災や、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔機能を果たすために最適な体制となるよう、誘致を表明している自治体等が主張している、防災庁の業務継続性、地理的特性、関係機関が連携した防災対策などの観点を十二分に踏まえ、地方拠点の検討を進めること。

2 被災地への支援に必要な設備の確保・防災対策への財源確保

(1) 災害時に被災地へ派遣する職員が使用するキャンピングカー等の移動式活動拠点等やトイレカー、災害時でも利用できる衛星インターネットサービスの利用に必要な設備を国において確保し、発災時には迅速に被災地へ配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。

(2) 孤立が想定される集落に衛星携帯電話の配備が進むよう基本料金を無料化すること。

(3) 現地における支援者の宿泊拠点について、公共施設等の既存施設の活用等により速やかに確保すること。

(4) 各自治体が中長期的に財源の見通しを立てながら、避難所における生活環境の改善を計画的かつ着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の延長や恒久化、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能な総合交付金などの財政支援の充実を図ること。

(5) 南海トラフ地震をはじめとした、大規模災害時には、すべての避難所で良好な生活環境を実現するため、国が資機材の供給や運営団体を確保するなど、国主導により避難所の設置・運営を行う仕組みを創設すること。

(6) 都道府県を越えた広域避難者の把握を実現するために、自治体間で被災者情報を共有できる環境整備として、国において、全国統一の標準化された広域被災者データベースシステムを構築すること。

3 被災者支援に関する制度の充実

(1) 災害救助法第2条第1項に係る1号基準について、人口当たりの滅失世帯数の比率を改善するなど、同一の災害で同様の被害を受けた自治体が、多大な財政負担を強いられることのないよう適用基準を見直すこと。

(2) 被災者生活再建支援法施行令第1条第2号の基準について、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」という要件を緩和し、全ての被災者が平等に支援を受けられるよう、全ての被災区域を支援対象とすること。

(3) 被災者生活再建支援法第2条第2号の基準について、全ての被災者が被災程度に応じて支援を受けられるよう、支援金の支給対象となる被害を「全壊・大規模半壊等」から「床上浸水及び床下浸水」まで拡充すること。

(4) 被災者がより早期に安定した生活を取り戻せるよう、被災者生活再建支援法第3条第2項から同条第7項に定める支援金額の増額など、制度の更なる充実を図ること。

(5) 被災者生活再建支援法に基づく支援の原資となる被災者生活再建支援基金に対して都道府県が拠出を行うにあたっては、十分な財政支援を行うこと。

(6) 被災した社会福祉施設に応援派遣された介護職員の派遣経費等のうち人件費について、災害救助法に基づく支援対象とするなど、被災施設及び派遣元施設の負担軽減を図ること。

4 大規模地震に伴う広範な火災への対応

(1) 大規模地震に伴う広範な火災が発生した場合には、火災発生場所に残存する要救助者に十分配慮しつつ、必要に応じて空中消火を行うとともに、航空運用調整班の迅速な設置と的確な運用に対する支援を行うこと。

(2) 能登半島地震における輪島市の大規模火災では、出火原因として電気に起因したものである可能性が指摘されており、近年の大規模地震においても電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの更なる普及を推進するとともに、併せて、設置等に係る支援措置の充実を図ること。

5 日本海側における地震・津波対策の強化

(1) 日本海東縁部（新潟県沖～北海道北西沖）における海域活断層の評価が作業中であることから、長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。

(2) 日本海側の津波は地震がプレートの比較的浅い領域で発生するために海底地形の変位量が大きくなって津波が高くなる、断層が沿岸に近い場合津波が早く到達する、大和堆など周辺より浅くなった地形に集まり伝搬するなど特徴的な動きをすることから、その挙動メカニズム及び日本海側海底地形の調査をするなど日本海側の津波研究を進めること。

(3) 令和6年能登半島地震で津波被害が発生したほか、令和7年カムチャツカ半島付近を震源とする地震では、広範囲で津波が観測されたことを考えると、

今後、近畿ブロック構成府県においても津波被害が広範囲に及ぶ可能性があるが、近畿ブロック管内の既設の潮位観測施設は23箇所のみである。

また、津波観測にも資する国土地理院の潮位観測施設全国24箇所のうち22箇所（近畿ブロック管内では、福井県、和歌山県及び鳥取県の各1箇所）については、令和8年3月末までに運用終了予定とされているが、全国的に津波監視体制が脆弱化する懸念がある。

さらに、日本海側の潮位観測施設はもともと少ない状況であるにもかかわらず、国土地理院の運用終了により更に減少するため、迅速な被害状況の把握、的確な災害応急対策、事後検証等にも支障が生じるおそれがある。

津波被害から府県民の安全と安心を守るため、また、津波対策の推進に関する法律において、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされていることから、潮位観測施設の維持・増設を図り、津波監視体制を強化すること。

（4）日本海における津波については、震源から遠く離れた海岸にも到達する津波高の大きいものや、発生からの到達時間が短いものがある。日本海における津波予報体制及び警報の連絡体制を強化すること。

令和7年12月

近畿ブロック知事会

福井県知事職務代理者

| | | |
|--------|-----|----|
| 福井県副知事 | 中村 | 保博 |
| 三重県知事 | 一見 | 勝之 |
| 滋賀県知事 | 三日月 | 大造 |
| 京都府知事 | 西脇 | 隆俊 |
| 大阪府知事 | 吉村 | 洋文 |
| 兵庫県知事 | 齋藤 | 元彦 |
| 奈良県知事 | 山下 | 真泉 |
| 和歌山県知事 | 宮崎 | 泉 |
| 鳥取県知事 | 平井 | 伸治 |
| 徳島県知事 | 後藤 | 正純 |